第三種郵便物定期調査に関しての要請

私たち労働組合・団体機関紙は第三種郵便物制度が「国民文化の普及・向上」に多大な貢献をなしていることに鑑み、 法律の遵守と拡充につとめてきました。

しかし、08 年末に発覚した低料第三種郵便物の悪用事件を契機にした第三種認可紙への一斉調査では、従来の監査と は違う形態でチェックが行われ、取得紙へ不当な対応が相次いでいます。

例えば、調査書の再提出を求め、該当局の担当者が数度も事務所を訪れ、「このままでは認可が取り消される」との脅しをする、また、「低料第三種の差し出し承認書を紛失したのでさかのぼって送料を請求する」と一方的に通告してくる、調査書を返送してあるにもかかわらず、「提出されないので、認可を取り消す」の文書を一方的に送付してくる、複数の局から調査書を送付してくるなどの事例が相次いでいます。返送文書の未確認、承認書の紛失などは自らの不始末を取得紙に責任転嫁してくるものであり、抗議の結果、文書そのものの破棄に応じましたが、いずれも謝罪の言葉もありませんでした。

また、調査書を提出し、承認通知が送られてきたのにもかかわらず、担当郵便局から記載事項が不備だとする連絡が来るなどの矛盾する対応もあります。

昨年 11 月末には、さいたま新都心局の担当者から「第三種郵便はなくす方向です」という発言がありました。その場で 抗議したところ「真意が伝わらなかったようで」と無責任な態度に終始しました。

特に私たちが重要視するのは、まず、前回調査で提出をした書類項目を不十分だとして調査書の再提出が求められていることです。問い合わせに対して、複数の局担当者から、「これからは厳密にやる」といった回答があります。これは、いままでの調査はいい加減だったとも思わせる無責任な発言です。

問題となった悪用事件でも、窓口できちんとした対応をおこなっていれば十分に防げたもので、自らの責任放棄を取得 紙全体に押しつけるものです。

ふたつ目に問題なのは、有料購読8割を証明するものとして、読者名簿の提出や入金状況を詳細に求めてきていることです。

これは 1992 年に第三種監査の外部委託が始まったときに、国会の質疑の中で、当時の早田郵務局長が「読者名簿の 提出を強要とか、名簿でのチェックは考えていない。領収書の写しや入金台帳の写し、払い込みの写しで十分」と答弁をし ていることとも相反するものです。

私たちはこの答弁をもとに、これまで提出書類を作成、提出してきました。認可取り消しといった問題もありませんでした。

今回のような無責任で恣意的な調査が続くことで、多くの取得紙が知らないうちに認可を取り消される状況もあります。 第三種郵便物制度は言論・出版の自由とも密接にかかわっていることから、公正な調査が求められています。

したがいまして、私たちは以下の点を総務省、郵政当局に強く要請します。

- 1・調査書類は前回までの書類項目で認めることを担当部署に周知すること
- 2.恣意的な調査は団体権の侵害にあたるもので、公正な調査に徹すること

2012年7月4日

日本機関紙協会

〒105-0014 東京都港区芝1-4-9 平和会館7階

TEL03-3454-8241 FAX03-5476-6089